



警 告



川西駐屯地周辺での 小型無人機の飛行は禁止 されています。

駐屯地は、小型無人機等飛行禁止法（平成２８年法律第９号）に基づく対象防衛関係施設に指定されている為、**駐屯地周辺約１０００m地域での小型無人機の飛行は、原則禁止**されています。

飛行禁止地域の詳細及び飛行を行う場合の手続き等については、防衛省ＨＰをご覧ください。下記の問い合わせ先へお問合せください。

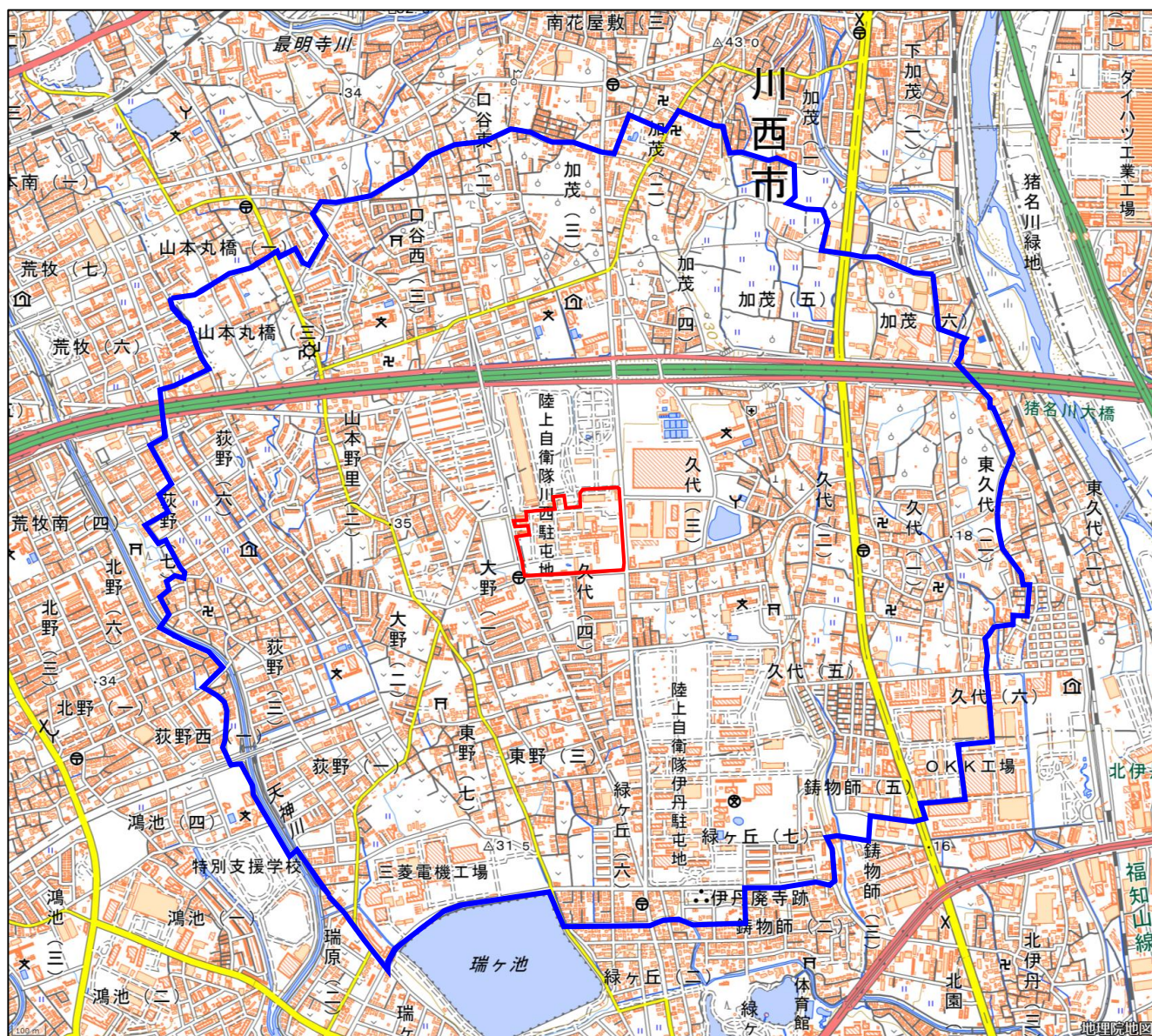
なお、**同法に違反した場合は、同法上の安全確保措置の対象になる場合がある**ほか、「６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金」が科せられます。

陸上自衛隊川西駐屯地司令

問い合わせ先：０７２－７８２－０００１

対象防衛関係施設及びその周囲おおむね1000m周辺地域の 上空における小型無人機等の飛行※を原則禁止

- ※ ① 小型無人機を飛行させること
無人飛行機（ラジコン飛行機等）、無人滑空機、無人回転翼航空機（ドローン等）、無人飛行船等
- ② 特定航空用機器を用いて人が飛行すること
気球、ハンググライダー、パラグライダー等



対象防衛関係施設の区域（川西駐屯地）



対象防衛関係施設周辺地域（1000mの周辺地域）

